

# 横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱

制定 平成 30 年 3 月 28 日 健高健第 1257 号（健康福祉局長決裁）  
最新改定 令和 6 年 3 月 29 日 健高健第 1685 号（健康福祉局長決裁）

（趣旨及び目的）

第 1 条 この要綱は、介護職員住居借上支援事業（以下「本事業」という。）の実施及び本事業に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本事業は、介護職員の住居借上を実施するための費用の補助を行うことにより、介護職員の人材確保と高齢化が進む地域での地域活動の担い手不足の解消を図ることを目的とする。

3 横浜市介護職員住居借上支援事業補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

2 介護施設とは、次の各号に掲げる施設をいう。

(1) 特別養護老人ホーム（介護保険法第 8 条第 22 項に規定する「地域密着型介護老人福祉施設」及び同条第 27 項に規定する「介護老人福祉施設」）

(2) 介護老人保健施設（介護保険法第 8 条第 25 項に規定する「介護老人保健施設」）

(3) 介護医療院（介護保険法第 8 条第 29 項に規定する「介護医療院」）

(4) 養護老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 4 に規定する「養護老人ホーム」）

(5) 介護付有料老人ホーム（老人福祉法第 29 条に規定する「有料老人ホーム」のうち介護保険法第 8 条 11 項に規定する「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた施設）

(6) ケアハウス（老人福祉法第 20 条の 6 に規定する「軽費老人ホーム」のうち介護保険法第 8 条 11 項に規定する「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた施設）

(7) 認知症高齢者グループホーム（介護保険法第 8 条第 20 項に規定する「認知症対応型共同生活介護」）

(8) ショートステイ（老人福祉法第 20 条の 3 に規定する「老人短期入所施設」）

3 インターンとは、在留資格「特定活動」（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第 9 号）により入国し、介護実習を受ける者をいう。

4 介護留学生とは、介護福祉士の合格を目指し、日本語学校や介護福祉士養成施設に通い、日本の介護施設での就労を目指す者をいう。

（補助事業の内容等）

第 3 条 介護施設を経営する者による介護職員用住居の借上げを支援するために、必要な費用の補助を行うものとする。

（補助金交付対象者）

第 4 条 補助金の交付対象は、介護施設を経営する者であって、次の各号のすべてに該当する者（以下「事業実施者」という。）とする。

(1) 事業実施者が第 6 条で定める補助対象住居を借り上げていること。

(2) 当該事業実施者が第 5 条で定める補助対象介護職員を前号の補助対象住居に居住させ

ていること。補助対象介護職員が補助対象住居に複数で居住する場合には、補助対象介護職員1名につき1居室（リビング・ダイニング等の共用部分を除く）を確保すること。

- (3) 住居借上費用を本人に負担を求めないこと。ただし、事業実施者の負担額が本市の補助額を超える場合には、超えた額の範囲内で本人に負担を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業実施者は、補助の対象としない。

- (1) 不正又は不誠実な行為法令等に抵触するおそれがある者であって、現に係保機関が事実関係を調査中であるなど、本市の補助金交付相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの

（補助対象介護職員の要件）

第5条 補助対象介護職員は、介護施設に勤務している常勤介護職員、インターン及び介護留学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、インターンは1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者とし、介護留学生は出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項に定める範囲内で就労をしている者とする。

- (1) 令和5年度以降に新規で補助対象介護職員となる者  
事業実施者の雇用開始日が属する会計年度から起算して、3年目の会計年度末までの者とする。
- (2) 令和4年度以前から継続して補助対象介護職員となる者  
事業実施者の雇用開始日が属する会計年度から起算して、5年目の会計年度末までの者とする。

2 補助対象介護職員は、補助対象住居の近隣の自治会等で地域活動をするものとする。

（補助対象住居の要件）

第6条 補助対象住居は、都市再生機構、神奈川県住宅供給公社及び横浜市住宅供給公社が管理する市内の住居、又は市内の民間賃貸住宅とする。ただし、事業実施者が所有する住居は、対象とならない。

（補助対象期間）

第7条 補助対象期間は、月単位とし、月の初日から末日まで補助対象要件を満たしている期間とする。ただし、交付決定後、補助対象介護職員の転居等により月の途中で補助対象要件を満たさなくなる場合は、その日までを補助対象期間とし、補助対象経費は日割りにより算出する。

- 2 前項で定める期間は、第10条1項に定める提出期限までに申請のあった月以降とする。ただし、補助対象介護職員の退職等により補助金額を減額する場合は、変更事由が発生した日に遡って対象とする。

（補助対象経費）

第8条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象介護職員が居住するための補助対象住居の借上げに係る、賃借料、共益費（管理費）、その他市長が認めるものとする。

（補助金の算定基準）

第9条 市長は、予算の範囲内において、別表1に定める基準額により算出した額を事業実施者に補助することができる。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 事業実施者が申請年度ごとに申請できる補助対象介護職員の数、前年度までに申請し

ている職員の数を除き、介護施設ごとに4名を上限とする。

(交付申請)

第10条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の提出期限は、毎月末日までとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付申請書（第1号様式、別紙1及び別紙2）に、補助金規則第5条第2項第1号及び第3号に基づく書類となる横浜市介護職員住居借上支援事業計画書及び収支予算書（第2号様式及び別紙）を添えて、市長へ申請するものとする。

3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、不動産賃貸借契約書及び雇用証明書（第10号様式）とする。

4 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号に定めるものとする。

(交付決定通知)

第11条 市長は、前条に基づく申請書類を審査し、適正と認められる場合には、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）をもって、交付を決定する。

2 市長は、前条に基づく申請書類を審査し、適正と認められない場合には、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）をもって、不交付を決定する。

(事業の変更等)

第12条 事業実施者は、交付決定後に、内容に変更が生じた場合には、変更が生じた月の末日までに横浜市介護職員住居借上支援事業補助金変更承認申請書（第9号様式及び別紙）を提出するものとする。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、第3項以下に規定のとおり取り扱うこととする。

2 事業の変更においても第7条第1項の規定と同様に、補助対象期間は、月単位とし、月の初日から末日まで補助対象要件を満たす期間から変更を認めることとする。ただし、交付決定後、補助対象介護職員の転居等により月の途中で補助対象要件を満たさなくなる場合は、その日までを補助対象期間とし、補助対象経費は日割りにより算出する。

3 変更が補助対象介護職員の追加に係る内容であって、月の途中から補助対象要件を満たした場合には、当該月の翌月から補助対象とする。また、すでに補助対象介護職員が居住している住居に入居する場合には、当該月の翌月から入居人数に含め補助金を算定する。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、提出した日を含む月から補助対象介護職員とし、同月から入居人数に含め補助金を算定する。

4 変更が補助対象介護職員の減少に係る内容であって、月の途中から補助対象要件を満たさなくなる場合には、その日までを補助対象とし、補助対象経費は日割り計算する。減少する職員の住居に他の補助対象介護職員が居住している場合には、減少する職員を当該月まで入居人数に含め補助金を算定する。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、減少した職員は減少した日以降補助対象外となるが、提出した日を含む月の前月まで減少する職員を入居人数に含め他の補助対象介護職員の補助金を算定する。

5 変更が補助対象介護職員の補助対象住居間の転居に係る内容であって、月の途中で転居する場合には、転居前の補助対象経費を日割り計算し補助金を算定する。転居後の住居においては転居の翌月から補助対象介護職員とする。転居前の住居に他の補助対象介護職員が居住している場合には、転居する職員は転居の日以降補助対象外となるが、転居のあった月まで入居人数に含め他の補助対象介護職員の補助金を算定する。転居後の住居に他の補助対象介護職員が居住している場合には、転居の翌月から入居人数に含め補助金を算定する。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、転居前の住居において転居

した職員は転居した日以降補助対象外となるが、提出した日を含む月の前月まで入居人数に含め他の補助対象介護職員の補助金を算定する。転居後の住居において転居した職員は提出した日を含む月から入居人数に含め補助金を算定する。

- 6 変更が補助対象介護職員以外の居住者の追加に係る内容であって、月の途中から追加する場合には、追加が生じた月において追加の前後で補助対象経費を日割り計算し、追加の日から入居人数に含め補助金を算定する。
- 7 変更が補助対象介護職員以外の居住者の減少に係る内容であって、月の途中から減少する場合には、当該月まで入居人数に含め補助金を算定する。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、提出した日を含む月の前月まで入居人数に含め補助金を算定する。
- 8 変更が契約更新に係る内容であって、事業が継続する場合には、変更が生じた月において変更の前後で補助対象経費を日割り計算する。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、更新前までは補助対象となるが、更新後は提出した日を含む月から補助対象となる。
- 9 補助金規則第7条第1号の規定における市長の定める軽微な変更は、居住する補助対象介護職員に変更がなく、かつ補助対象経費に変更がない場合や、補助対象介護職員の退職や転出により、当初の交付決定額よりも、変更後の補助金額が減額となる場合とする。
- 10 第1項による申請を承認することを決定したときは、住居借上支援事業変更承認書（第11号様式）により行うものとする。

（申請の取下げの期日）

第13条 補助金規則第9条第1項の規定により、市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（実績報告）

第14条 補助金規則第14条第1項の規定により市長が定める事業実績報告は、事業年度が終了した日又は事業が中止した日の翌日以降速やかに提出するものとする。

- 2 補助金規則第14条第1項の規定により市長が定める事業実績報告に用いる書類は、次の各号に定める書類を用いなければならない。

- (1) 補助金規則第14条第1項第1号及び2号に基づく書類

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金実績報告書及び収支決算書（第5号様式）

- (2) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類

横浜市介護職員住居借上支援事業実績報告書（第6号様式及び別紙）

- 3 市長が必要と認める補助金実績報告書への添付書類は、雇用証明書（第12号様式）、住民票、転出届出書記載事項証明又は住民票除票等の補助対象期間の開始から終期まで補助対象住居に居住していたことがわかる書類、給与明細書又は賃金台帳、物件借上げに係る経費支払書（領収書等）とする。

- 4 市長は、必要があると認めるときは、事業の執行の状況等に関し、事業実施者等から報告を求めることができる。

- 5 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が完了報告書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第14条第1項第3号に定めるものとする。

（補助金額の確定通知）

第15条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（補助金交付の時期及び請求）

第16条 補助金交付請求する時期は、申請者が、前条で定める補助金額確定通知を受けた後

とする。

2 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求に用いる書類は、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金請求書（第 8 号様式）とする。

（補助金の経理）

第 17 条 事業実施者は、本要綱に基づく補助金を受領したときは、補助金規則に基づき、適正に管理し、本事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。

（補助金の返還等）

第 18 条 市長は、補助金の交付を受けた者が、前条に違反したと認められる場合、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済みの補助金の全部又は一部について、返還を命じることができるとともに、当該年度中に交付が見込まれる補助金の交付を差し止めることができる。

2 市長は交付の決定を受けた者が、第 4 条第 2 項第 2 号から第 3 号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（関係書類の保存）

第 19 条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

（警察本部への照会）

第 20 条 市長は、必要に応じ申請者又は第 11 条の決定を受けた者が、第 4 条第 2 項第 2 号から第 3 号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 6 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 30 日から施行し、施行の日から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の規定は、施行日以後に行われた交付の申請について適用し、同日前に行われた交付の申請については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の規定は、施行日以後に行われた交付の申請について適用し、同日前に行われた交付の申請については、なお従前の例による。

別表 1

算定基準	
① 1戸に補助対象介護職員1名で入居する場合	1戸当たりの月額に1/2を乗じた金額。なお、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。 ※上限2万円（令和4年度以前から継続して補助対象介護職員となっている者は3万円）
② 1戸に複数名が入居する場合	1戸当たりの月額を入居人数で除した金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て）と、令和5年度以降に新規で補助対象介護職員となった者は2万円の低い金額を、令和4年度以前から継続して補助対象介護職員となっている者は3万円の低い金額を、足した金額

（※）補助対象介護職員として算定される期間は、住民票等により補助対象介護職員の居住が確認できる期間で、かつ、雇用証明書により職員の雇用が確認できる期間である。

（※）月単位の補助であり、月の初日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象である。ただし、交付決定後、月の途中で補助対象要件を満たさなくなる場合は、その日までを補助対象期間とし、補助対象経費は日割り計算する。

（※）補助対象介護職員の家族と同居する場合は、入居人数に家族を含めないで算出することができる。

年 月 日

横浜市長

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

通知返送先住所

### 横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付申請書

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助事業等の目的及び内容

横浜市内の介護施設に勤務する介護職員の住居借上げのため。

2 当該申請書が対象とする施設名

3 補助金交付申請額（千円未満切捨て）

円

4 補助事業等の期間（申請年度内で記載）

（開始日） 年 月 日 （完了予定日） 年 月 日

5 添付書類

(1) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1）

(2) 補助対象介護職員一覧表（第1号様式別紙2）

(3) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書及び収支予算書（第2号様式）

(4) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書 計算書（第2号様式別紙）

(5) 不動産賃貸借契約書（写し）

※契約書に共益費・管理費の記載がない場合には、共益費・管理費のわかる資料（例：住宅の賃貸借契約締結のご案内）

(6) 雇用証明書（第10号様式）

(A4)

役員等氏名一覧表

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法 人 名  
代表者職氏名

年 月 日現在の役員

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T,昭和 S,平成 H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

補助対象介護職員一覧表

法人名

	補助金 申請 初回年度	フリガナ 氏名	国籍	在留資格 ※外国人の場合	雇用開始年月日	補助対象 住居	備考
記載 例	〇〇年度	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇	〇〇	〇〇年〇月〇日	〇軒目	〇月〇日退職、 〇月〇日転居（〇 軒目→〇軒目）等
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							

※補助対象介護職員は補助対象住居の〇軒目の昇順ごとにまとめて記載  
※行が足りない場合は追加してください。

横浜市介護職員住居借上支援事業計画書及び収支予算書

住所 \_\_\_\_\_

居室数 \_\_\_\_\_ 室

補助対象介護職員						
申請初年度	氏名		補助対象期間		施設名	
1			～			
2			～			
3			～			
4			～			
5			～			
賃借料	共益費（管理費）	計	補助金額	事業実施者負担額	補助対象介護職員負担額	その他居住者負担額

地域活動自治会等名	
地域活動内容	

収入		支出	
事業実施者負担額		賃借料	
横浜市補助金		共益費（管理費）	
補助対象介護職員負担額		その他	
その他居住者負担額			
収入合計		支出合計	

横浜市介護職員住居借上支援事業計画書 計算書<sup>※1</sup>

	補助対象介護職員の数	その他居住者の人数 ※2	入居人数	賃借料	共益費	賃借料・共益費合計	補助対象介護職員1	補助対象介護職員2	補助対象介護職員3	補助対象介護職員4	補助対象介護職員5	補助金額合計	事業実施者負担額	補助対象介護職員負担額	その他居住者負担額
4月分															
5月分															
6月分															
7月分															
8月分															
9月分															
10月分															
11月分															
12月分															
1月分															
2月分															
3月分															
合計															

(※1) 必要に応じて行や列を追加してください。

(※2) 別表1により、補助対象介護職員の家族は含めない数を入力してください。

健高健第 号  
年 月 日

法人名称  
代表者職氏名 様

横浜市 長 印

### 横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金交付確定通知書をもって確定します。

#### 1 交付決定の内容

##### (1) 補助事業の内容及び目的

横浜市内の介護施設に勤務する介護職員の住居借上げのため。

##### (2) 交付予定金額 \_\_\_\_\_ 円

##### (3) 交付の時期及び方法

実績報告に基づく精算払い

裏面あり

## 2 交付の条件

- (1) 補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めます。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - エ 当該事業の継続が不可能となったとき。
  - オ その他法令、条例、規則又は横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (5) 本事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けることはできない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金は除く。
- (6) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。
- (7) 市長がこの補助金の交付に関して必要と認めた調査に協力すること。
- (8) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱の定めに従うこと。(補助事業者等が社会福祉法人の場合は、社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱の定めに従うこと。)

## 3 留意事項

補助事業に係る関係書類は、事業完了の日が属する年度の終了後5年間保存すること。

第4号様式（第11条第2項）

健高健第 号  
年 月 日

法人名称

代表者職氏名 様

横 浜 市 長 ㊟

### 横浜市介護職員住居借上支援事業補助金不交付決定通知書

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金に関し、 年 月 日付で申請のありました申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

不交付の理由

（報告先）  
横 浜 市 長

（報告者）  
法人所在地  
法人名称  
代表者職氏名

担当者氏名  
電話番号  
メールアドレス  
通知返送先住所

### 横浜市介護職員住居借上支援事業補助金実績報告書

年 月 日 健高健第 号で（交付決定・変更承認）された横浜市介護職員住居借上支援事業補助金に係る補助事業等の実績について、次のとおり報告します。

#### 1 補助事業に要した経費

\_\_\_\_\_ 円  
（うち補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円 既交付決定額 \_\_\_\_\_ 円）  
※補助対象経費が既交付決定額を下回った場合はその理由

#### 2 添付書類

- (1) 補助対象介護職員一覧表（第1号様式別紙2）
- (2) 横浜市介護職員住居借上支援事業実績報告書及び収支決算書（第6号様式）
- (3) 横浜市介護職員住居借上支援事業実績報告書 計算書（第6号様式別紙）
- (4) 雇用証明書（第10号様式）
- (5) 住民票等
- (6) 給与明細書又は賃金台帳（補助対象介護職員負担額を確認できるもの）
- (7) 物件借上げに係る経費支払書（領収書、通帳の写し等）

横浜市介護職員住居借上支援事業実績報告書及び収支決算書

住所 \_\_\_\_\_

居室数 \_\_\_\_\_ 室

補助対象介護職員						
申請初年度	氏名		補助対象期間	施設名		
1						
2						
3						
4						
5						
賃借料	共益費（管理費）	計	補助金額	事業実施者負担額	補助対象介護職員負担額	その他居住者負担額

収入		支出	
事業実施者負担額		賃借料	
横浜市補助金		共益費（管理費）	
補助対象介護職員負担額		その他	
その他居住者負担額			
収入合計		支出合計	

横浜市介護職員住居借上支援事業実績報告書 計算書<sup>※1</sup>

	補助対象介護職員の数	その他居住者の人数 ※2	入居人数	賃借料	共益費	賃借料・共益費合計	補助対象介護職員1	補助対象介護職員2	補助対象介護職員3	補助対象介護職員4	補助対象介護職員5	補助金額合計	事業実施者負担額	補助対象介護職員負担額	その他居住者負担額
4月分															
5月分															
6月分															
7月分															
8月分															
9月分															
10月分															
11月分															
12月分															
1月分															
2月分															
3月分															
合計															

(※1) 必要に応じて行や列を追加してください。

(※2) 別表1により、補助対象介護職員の家族は含めない数を入力してください。

第7号様式（第15条）

健高健第 号  
年 月 日

法人名称  
代表者職氏名 様

横 浜 市 長 ㊟

**横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付額確定通知書**

年 月 日健高健第 号により、（交付決定・変更承認）した横浜市介護職員住居借上支援事業補助金については、次のとおりその金額を確定しましたので、通知します。

補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

（請求先）  
横 浜 市 長

（請求者）  
法人所在地  
法人名称  
代表者職氏名  
事業者コード

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金請求書

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

補助額確定通知書番号	年 月 日 健高健第 号		
補助金請求額	¥ . ー		
振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店	
	口座番号	普通・当座	
	フリガナ		
	口座名義人		

※請求者と口座名義が異なるときは、委任状等の添付が必要です。

※請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

年 月 日

横浜市 長

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

通知返送先住所

### 横浜市介護職員住居借上支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日 健高健第 号で（交付決定・変更承認）された横浜市介護職員住居借上支援事業補助金について、別添のとおり申請します。

1 変更後の交付申請額

2 既交付決定額

\_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- (1) 変更事由説明書（第9号様式別紙）
- (2) 補助対象介護職員一覧表（第1号様式別紙2）
- (3) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書及び収支予算書（第2号様式）
- (4) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書 計算書（第2号様式別紙）
- (5) その他必要な資料

変更事由説明書

法人名

変更事由発生日	年 月 日
変更事由詳細	

雇用証明書

フリガナ 氏名	
勤務先施設名	
雇用開始年月日	年 月 日
職 種	
採 用 形 態	常勤・インターン・介護留学生・その他（ ）
月の勤務日数	【 日】
勤 務 時 間	1日あたりの勤務時間（休憩時間を含む労働契約等上の時間） 【 時間 分】
その他特記事項※	

※退職した場合には、退職日を記載する。

上記の者は、記載のとおり在職していることを証明します。

年 月 日

法人名又は施設名

雇用主名（代表者職氏名）

Ⓜ

所在地

連絡先電話

法人名称

代表者職氏名 様

横 浜 市 長

㊟

### 介護職員住居借上支援事業変更承認書

年 月 日付 健高健第 号で交付決定した横浜市介護職員住居借上支援事業費補助金について、次のとおり変更を承認します。

1 交付決定金額

変更後 円

変更前 円

2 変更理由